介護予防通所型サービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

千葉県指定　第１２７１２０５３９３号

（松戸市指定 第１２７１２０５３９３号）

１．事業者の概要

（１）法人名	社会福祉法人　愛の会
（２）法人所在地	茨城県石岡市根当１０８８８－３
（３）電話番号	０２９９－２３－５２１１
（４）代表者氏名	木村　都央
（５）設立年月日	平成６年１０月７日

２．事業所の概要

（１）事業の種類	介護予防通所型サービス
（２）事業の目的	介護予防通所型サービスの提供にあたっては、要支援及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
（３）事業所の名称	通所介護事業所　松戸陽だまり館
（４）事業所の所在地	千葉県松戸市幸田１１１番地
（５）電話番号	０４７－３７４－６３１１
（６）管理者氏名	飯島　信光
（５）開設年月日	平成２４年５月１日
（６）定員	30名

３．設備の概要

（１）食堂及び機能訓練室	ご利用者様全員が使用できる十分な広さを備えた食堂（機能訓練室兼用）であり、テーブル・いす・食器類・機能訓練器具等を備えます。
（２）その他	静養室、相談室、事務室等をもうけます。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護予防通所型サービスに必置が義務づけられている施設・設備です。

4．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して介護予防通所型サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

管理者	事業所の業務を管理、職員の指揮監督	常勤１名
生活相談員	生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等	１名以上
介護職員	日常生活の介護業務	4名以上
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	１名以上
機能訓練指導員	機能回復、機能維持に必要な訓練、指導	１名以上

〈営業日と営業時間〉

営業日：月曜日～土曜日（但し、1月1日から1月3日までは休業）

営業時間：8時30分～17時30分

5．サービスの内容

（1）健康チェック

日常生活上必要な健康チェックを行います。

（2）機能訓練

計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます

※送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

（3）生活相談

事業所の従業員はもとより、関係機関と連絡調整し生活の向上を目指します。

（4）レクリエーション

6．利用料金

（1）厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

（2）その他運営基準（厚生労働省令）で定められたその他の費用が別途かかります。

※別紙、料金表をご参照ください。

7．サービス利用にあたっての留意事項

当サービスのご利用にあたって、ご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないで下さい。ただし、タバコとライターは防火管理上、事業所でお預かりさせていただく場合がございます。

（２）建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないで下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

（３）口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないで下さい。

（４）当事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

８．非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年に2回以上ご利用者様及び従業者等の訓練を行います。

９．緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１．守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１２．ご利用者様の尊厳

ご利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１３．身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者様及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１４．虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

（2）施設における虐待の防止のための指針を整備する。

（3）施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施する。

（4）虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこことする。

１５．苦情相談窓口

（1）当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口（担当者）

管理者　　飯島　信光

〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日　８：３０～１７：３０

（2）行政機関その他苦情受付機関

その他、千葉県健康保険団体連合会、各市町村の介護保険課等でも受け付けております。

〇松戸市福祉長寿部介護保険事務センター　０４７－３６６－７３７０

〇流山市介護支援課　０４－７１５０－６５３１

〇柏市高齢者支援課　０４－７１６７－１１３５

〇千葉県健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

０４３－２５４－７４２８

１６．損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和　　年　　月　　日

介護予防通所型サービスの開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業所〉

所在地　　千葉県松戸市幸田１１１番地

事業者名　　社会福祉法人　愛の会

事業所名　　通所介護事業所　松戸陽だまり館

管理者名　　飯島　信光　　印

説明者名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業所から介護予防通所型サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈ご利用者様〉

住所

氏名　　印

〈ご利用者様代理人（選任した場合）〉

住所

氏名　　印　（続柄　　）

介護予防通所型サービス
契約書

介護予防通所型サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人愛の会　通所介護事業所「松戸陽だまり館」（以下、「事業所」という。）は、要支援及び事業対象者認定を受けたご利用者様（以下、「ご利用者様」という。）に対し、介護保険法等の趣旨に従って、ご利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

１　本契約の契約期間は契約締結の日から要支援認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前にご利用者様が要支援及び事業対象者状態区分の更新の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要支援及び事業対象者認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

２　契約期間満了の7日前までに、ご利用者様又はご利用者様代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

３　本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要支援及び事業対象者認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前にご利用者様が要支援及び事業対象者状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第３条（サービス計画の作成・変更）

１　事業所は、ご利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（介護予防マネジメントケアプラン）に沿って介護予防通所介護計画書（個別サービス計画）を作成します。

２　事業者は、利用者の要支援及び事業対象者状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、介護予防通所型サービスの目標を設定し、介護予防通所介護計画（個別サービス計画）に基づき計画的に行います。

３　事業所は、ご利用者様が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が介護予防サービス計画（介護予防マネジメントケ

アプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに介護予防通所介護計画書（個別サービス計画）の変更等の対応を行います。

４　事業所は、介護予防通所介護計画（個別サービス計画）の作成及び変更にあたっては、その内容をご利用者様及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第４条（サービスの内容及びその提供）

１　利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という）に定めたとおりです。

２　事業所は、前項「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。

３　事業者は、介護予防通所介護計画書（個別サービス計画）に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

４　事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

５　事業所は、サービスの提供記録を、この契約終了後２年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第５条（緊急時の対応）

　事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、ご利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

第６条（地域包括支援センター又は介護予防支援事業者との連携）

１　事業所は、サービス提供にあたり、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

２　事業所は、利用者が介護予防サービス計画（介護予防マネジメントケアプラン）の変更を書面にて希望する場合は、速やかに地域包括支援センター又は介護予防支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第７条（秘密保持・個人情報の保護）

１　事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

２　前項の規定にかかわらず、事業所は、以下の場合に限りご利用者様に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

（一）　介護予防通所型サービスを受けるにあたって、介護支援専門員と通所介護事業所（介護予防通所型サービス）との間で開催される

サービス担当者会議において、ご利用者様の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

（二）　上記（一）の外、介護支援専門員又は通所介護事業所（介護予防通所型サービス）との連絡調整のために必要な場合

（三）　現に通所介護事業所（介護予防通所型サービス）の提供を受けている場合で、ご利用者様が体調を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

（四）　介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等

（五）　事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

３　ご利用者様は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第８条（損害賠償）

１　事業所は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、ご利用者様に故意又は過失が認められ、かつご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

２　事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

（１）ご利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（２）ご利用者様が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（３）ご利用者様の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

（４）ご利用者様が、事業所及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第９条（利用者負担金及びその変更）

１　ご利用者様は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

２　利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

３　事業所は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、ご利用者

様の同意を得ます。

４　事業所が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、ご利用者様に対して変更予定日の１ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第１０条（利用者負担金の支払い）

１　サービスが介護保険の適用を受ける場合には、関係省令の定める利用料をお支払いいただきます。

２　保険料の滞納などにより、利用料の全額を負担して頂く場合があります。後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

３　事業所は当月の利用料の請求に明細を付して、翌月末までにご利用者様に請求し、ご利用者様は、次の方法により支払います。

（１）当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）

（２）現金による支払い

第１１条（利用者負担金の滞納）

１　ご利用者様が、正当な理由がなく、利用者負担金を３ヶ月以上滞納した場合には、事業所は文書により１ヶ月以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　前項の催告をしたときは、事業所は介護予防サービス計画（介護予防マネジメントケアプラン）を作成した地域包括支援センター又は介護予防支援事業者と協議し、ご利用者様の日常生活を維持する見地から介護予防サービス計画（介護予防マネジメントケアプラン）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

３　事業所は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第１項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

４　事業所は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第１２条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業所が行ったサービスの対価はご利用者様がこれを負担します。

（１）ご利用者様の要支援及び事業対象者認定区分が、自立（非該当）又は要介護と認定されたとき

（２）ご利用者様が死亡したとき

（３）ご利用者様の所在が、４週間以上不明になったとき

（４）第１１条、第１３条又は第１４条に基づき本契約が解約又は解除され

た場合

第１３条（ご利用者様の解約権）

１　ご利用者様は事業所に対して、契約満了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業所はご利用者様に対し、文書による確認を求めることができます。

　ただし、ご利用者様の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

２　次の事由に該当した場合は、ご利用者様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

（１）事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しないとき

（２）事業所が、ご利用者様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第１４条（事業所の解約権）

　事業所は、ご利用者様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（１）ご利用者様が、契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）第１１条による場合

（３）ご利用者様が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第１５条（契約終了時の援助）

　契約を解除又は終了する場合には、事業所はあらかじめ地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（介護予防に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、ご利用者様に対して必要な援助を行います。

第１６条（苦情対応）

１　事業所は、ご利用者様又はその家族からの提供した通所介護（介護予防通所型サービス）に関する相談、苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

２　事業所は、ご利用者様が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

３　ご利用者様は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第１７条（ご利用者様代理人）

ご利用者様は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第１８条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、ご利用者様の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第１９条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第２０条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第１条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

令和　　年　　月　　日

上記契約を証するため、本書２通を作成し、ご利用者様、事業所が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

〈事業所〉

所在地　　千葉県松戸市幸田１１１番地

事業者名　　社会福祉法人　愛の会

事業所名　　通所介護事業所　松戸陽だまり館

管理者名　　飯島　信光　　印

説明者名　　印

〈ご利用者様〉

住　所

氏　名　　印

〈代　理　人〉

住　所

氏　名　　印